

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)  
令和6年9月5日  
徴収部

## 全国国税局徴収部長（次長）会議日程

場所：第一会議室

【令和6年9月24日（火）】

時間		議題	区分	備考
13:10 ~ 13:20	10	長官訓示		
13:20 ~ 13:30	10	徴収部長挨拶		
13:30 ~ 13:40	10	厳正・的確な事務処理の確保及び行政文書・情報管理の徹底	説明	徴収部
13:40 ~ 15:20	100	滞納の未然防止及び整理促進	説明・意見交換	徴収課
15:20 ~ 15:35	15	(休憩)		
15:35 ~ 15:55	20	徴収事務の高度化への取組	説明	徴収課
15:55 ~ 16:05	10	国際徴収への取組	説明	徴収課
16:05 ~ 16:10	5	法的手段の積極的な活用	説明	徴収課
16:10 ~ 16:15	5	徴収関係の税制改正	説明	徴収課
16:15 ~ 16:20	5	年金保険料の滞納処分の委任	説明	徴収課
16:20 ~ 16:30	10	データ活用の推進	説明	徴収部
16:30 ~ 16:45	15	(休憩)		
16:45 ~ 16:50	5	インボイス制度の円滑な定着に向けた取組	説明	軽減・インボイス対応室

時 間		議 題	区 分	備 考
16:50 ~ 17:00	10	KSK2・GSSの導入について	説明	参事官室
17:00 ~ 17:10	10	会計課当面の課題	説明	会計課
17:10 ~ 17:15	5	監督評価事務	説明	監督評価官室
17:15 ~ 17:30	15	人事課当面の課題【入場制限】	説明	人事課
17:30 ~ 17:40	10	監察官室からの連絡事項【入場制限】	説明	監察官室
17:40 ~ 17:45	5	連絡事項（徴収）	説明	徴収課

【令和6年9月25日（水）】

時 間		議 題	区 分	備 考
10:00 ~ 11:25	85	キャッシュレス納付の利用拡大等に向けた取組	説明・意見交換	管理運営課
11:25 ~ 11:35	10	内部事務のセンター化	説明	企画課
11:35 ~ 11:50	15	納税者サービスの再整理	説明	企画課
11:50 ~ 12:00	10	中長期的課題への対応（管理運営）	説明	管理運営課
12:00 ~ 12:10	10	延納・物納事務の事務運営等	説明	管理運営課
12:10 ~ 12:15	5	連絡事項（管理運営）	説明	管理運営課

	—	納税貯蓄組合との連携・協調等	資料配付	管理運営課
	—	延納・物納事務の事務運営等	資料配付	管理運営課
	—	公売事案の処理促進	資料配付	徴収課
	—	国税不服審判所の現状	資料配付	国税不服審判所

全国国税局徴収部長（次長）会議名簿  
（令和6年9月24日、25日開催）

（敬称略）

局 名	氏 名
札 幌	う め だ りゅういち 梅 田 龍 一
仙 台	むらかみ ひであき 村 上 秀 明
関 東 信 越	みながわ ひでお 皆 川 英 夫
（次長）	ふせぎ ゆうこ 伏 木 生 祐 子
東 京	たまの まこと 玉 生 真
（次長）	にし の まさゆき 西 野 正 之
（次長）	とぎわ よしあき 兔 澤 義 明
金 沢	は た ひでき 端 秀 樹
名 古 屋	にいみ かずのり 新 美 和 典
（次長）	かけはし せいじ 掛 橋 誠 司
大 阪	むらさき なおひろ 村 崎 尚 弘
（次長）	かめやま ともし 亀 山 知 資
広 島	あきやま たくいち 秋 山 卓 一
高 松	よしかわ ひでゆき 吉 川 英 幸
福 岡	ひよし こうざぶろう 日 吉 浩 三 郎
熊 本	はたなか よしゆき 畑 中 義 之
沖 縄 （次長）	がなは やすあき 我那覇 安 昭

※氏名については、常用漢字を使用しております。

全国国税局徴収部長(次長)会議随行者

(令和6年9月24日・25日開催)

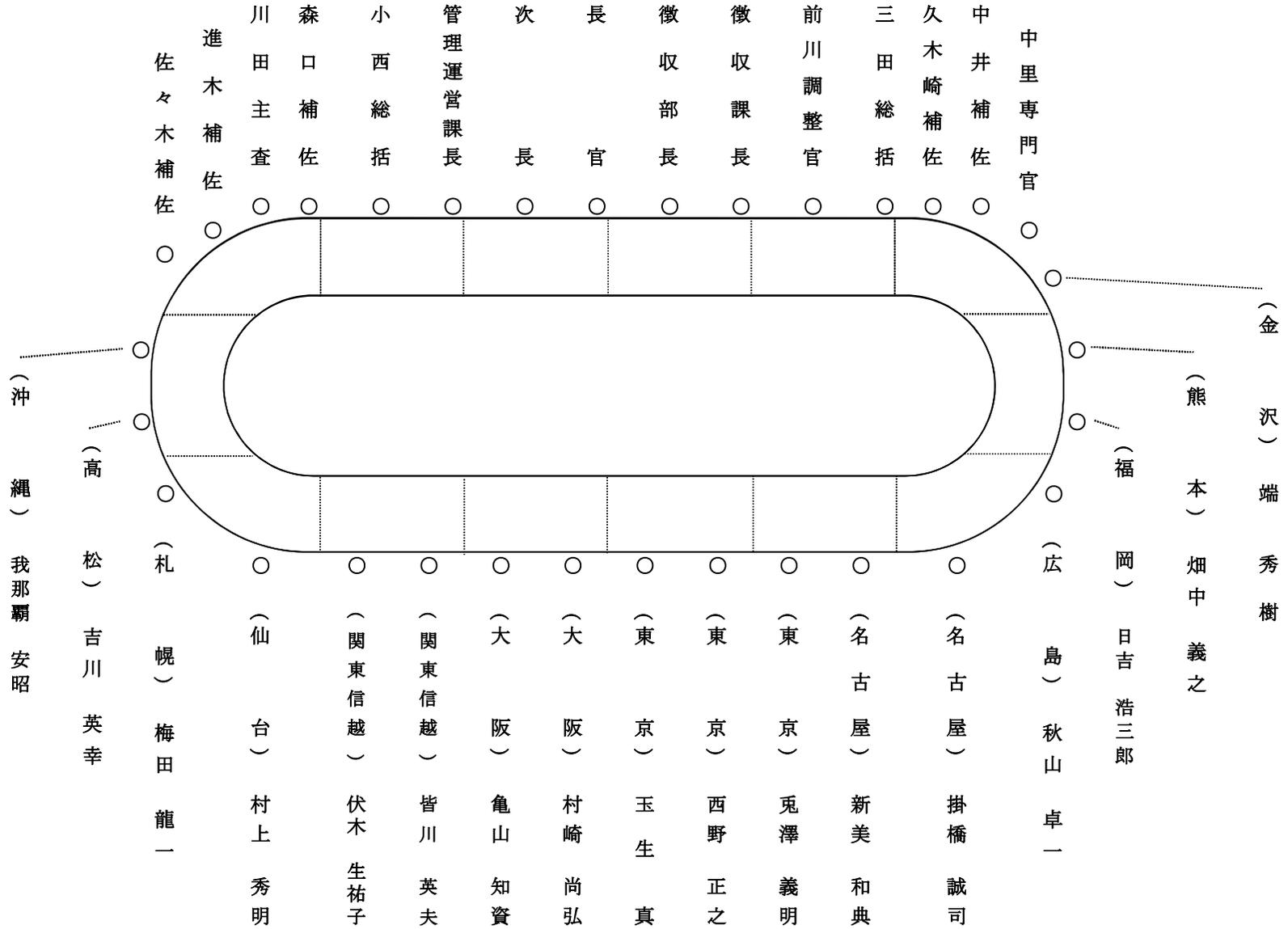
(敬称略)

局名	官職	氏名
札幌	徴収課 課長補佐	野 <sup>の</sup> 原 <sup>は</sup> 正 <sup>ま</sup> 志 <sup>さ</sup>
仙台	管理運営課 課長補佐	乾 <sup>いぬい</sup> 由 <sup>ゆ</sup> 香 <sup>か</sup> 里 <sup>り</sup>
関東信越	管理運営課 課長補佐	長 <sup>は</sup> 谷 <sup>せ</sup> 川 <sup>が</sup> 雅 <sup>ま</sup> 之 <sup>さ</sup>
	徴収課 課長補佐	小 <sup>こ</sup> 山 <sup>や</sup> 雅 <sup>ま</sup> 子 <sup>さ</sup>
東京	管理運営課 課長補佐	佐 <sup>さ</sup> 野 <sup>の</sup> 貴 <sup>た</sup> 之 <sup>か</sup>
	徴収課 課長補佐	埜 <sup>はなわ</sup> 理 <sup>おさむ</sup>
	特別整理総括一課課長補佐	中 <sup>な</sup> 村 <sup>か</sup> 貴 <sup>た</sup> 明 <sup>あ</sup>
金沢	徴収課 課長補佐	北 <sup>き</sup> 嶋 <sup>た</sup> 宗 <sup>む</sup> 紀 <sup>ね</sup>
名古屋	管理運営課 課長補佐	秦 <sup>はた</sup> 良 <sup>り</sup> 至 <sup>よ</sup>
	徴収課 課長補佐	松 <sup>ま</sup> 原 <sup>つ</sup> 広 <sup>ひろ</sup> 和 <sup>かず</sup>
大阪	管理運営課 課長補佐	山 <sup>や</sup> 上 <sup>ま</sup> 敦 <sup>あ</sup> 史 <sup>つ</sup>
	徴収課 課長補佐	榎 <sup>え</sup> 本 <sup>の</sup> 光 <sup>みつ</sup> 仁 <sup>ひと</sup>
広島	徴収課 課長補佐	松 <sup>ま</sup> 田 <sup>つ</sup> 健 <sup>けん</sup> 介 <sup>すけ</sup>
高松	徴収課 課長補佐	中 <sup>な</sup> 野 <sup>かの</sup> 拓 <sup>たく</sup> 真 <sup>ま</sup>
福岡	徴収課 課長補佐	川 <sup>か</sup> 崎 <sup>わ</sup> 智 <sup>と</sup> 也 <sup>も</sup>
熊本	徴収課 課長補佐	前 <sup>ま</sup> 田 <sup>え</sup> 由 <sup>ゆ</sup> 里 <sup>り</sup> 子 <sup>こ</sup>
沖縄	徴収課(徴収担当)課長補佐	大 <sup>お</sup> 城 <sup>お</sup> 康 <sup>し</sup> 徳 <sup>の</sup>

# 全国国税局徴収部長（次長）会議配席図（長官訓示・部長挨拶）

令和6年9月24・25日 於：国税庁第一会議室

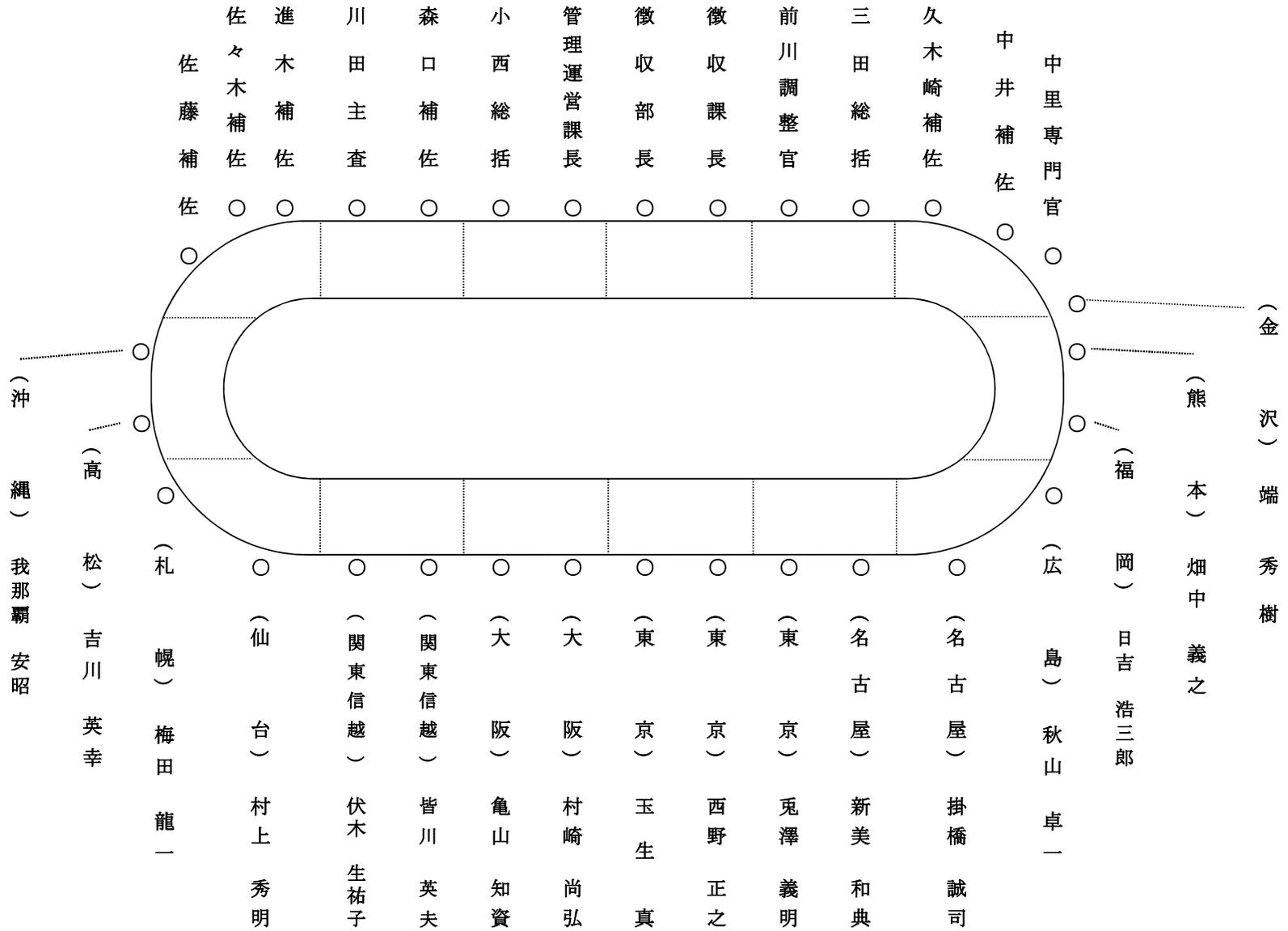
（敬称略）



# 全国国税局徴収部長（次長）会議配席図（9月24日）

令和6年9月24・25日 於：国税庁第一会議室

（敬称略）





情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.24  
徴収部

## 厳正・的確な事務処理の確保及び行政文書・情報管理の徹底

### 1 基本的な考え方

管理運営・徴収事務は、その処理が納税者の権利や義務に影響を及ぼすだけでなく、現金領収や還付金の支払など公金の受払いに直接携わることから、国民の税務行政に対する信頼を損なうことのないよう適切な処理に努める必要がある。

また、綱紀の厳正な保持、高いモラルの維持は、国民の理解と信頼を得て税務行政を行う上での大前提であり、管理運営・徴収職員は、職務の遂行に関して、公務員法に加え、資金法、会計法及び予責法の適用を受けるなど重い責任が課せられていることから、不正事件等の未然防止に万全を期する必要がある。

そのため、管理運営・徴収事務の運営に当たり、職員一人一人が事務の重要性を認識し、その特性を十分理解した上で、厳正・的確な事務処理の確保及び情報管理の徹底に取り組むことが極めて重要である。

### 2 厳正・的確な事務処理の確保

不適切な事務処理の発生を未然に防止するためには、日頃から個々の職員において、職責の重大さを認識させることはもとよ

り、事務運営上の問題として、厳正・的確な事務処理の確保に組織全体で取り組み、事務管理を徹底するとともに、厳格な事務監査等を実施する必要がある。

したがって、管理運営・徴収事務の実施に当たっては、引き続き、①各職員による事務処理手順の遵守、②統括官等による事務管理の徹底、③過去の不正事件や不適切な事務処理事案を踏まえた再発防止策の確実な実施、④署幹部、局管理運営課又は徴収課による事務監査の厳正な実施、⑤表彰制度の活用などにより、厳正・的確な事務処理の確保を図っていく。

特に、厳正・的確な事務処理を確保するためには、会議、研修等を通じて繰り返し注意喚起を行うことにより、統括官等に事務管理の重要性を認識させるとともに、事務処理に携わる職員に事務処理手順を遵守する意識を持たせることが重要であることも認識させる必要がある。

### 3 行政文書・情報の管理の徹底

国税庁においては、納税者の権利・利益に直接関わる重要かつ膨大な情報（特定個人情報等を含む。）を取り扱っており、保有する行政文書や電子情報データの紛失・漏えいがあった場合には、税務行政の運営に重大な影響を与えるばかりでなく、社会的な問題となり得ることから、各職員（非常勤職員を含む。）が日頃から行政文書や電子情報データの重要性を十分認識し、その適正な管理に努める必要がある。

特に、管理運営事務においては、電子情報データの入力等を一元的に行っており、納税者等から提出された行政文書が紛失した場合や電子情報データの紛失・漏えいがあった場合は、納税者の権利・義務に与える影響が大きいことから、厳正な管理を徹底することが重要である。

また、徴収事務においては、その事務の特性から納税者の個人情報を庁舎外に持ち出す機会が多いため、各職員には日頃から行政文書や電子情報データの重要性を十分認識させ、あらゆる機会を捉え、その管理を徹底する必要がある。

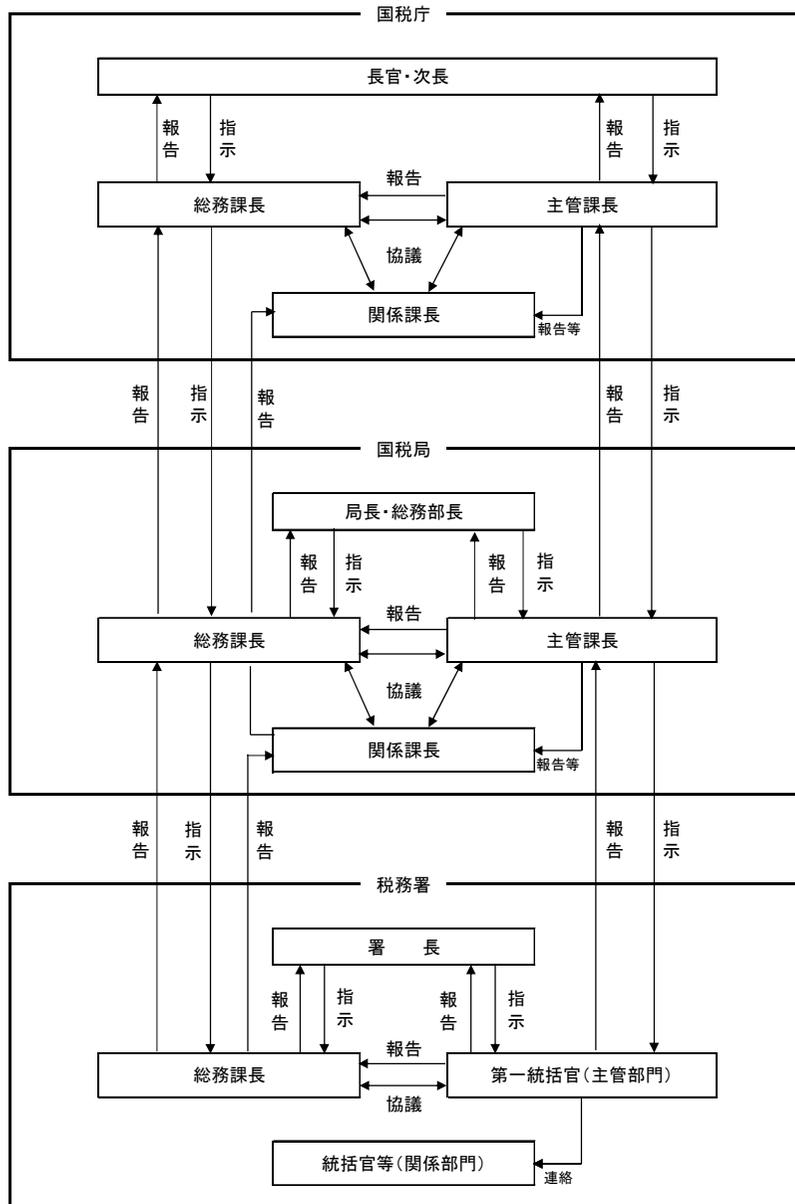
○ 行政文書・電子情報データの管理に当たり、特に留意すべき事項

- ① 行政文書及び電子情報データの的確な管理（整理・保存・廃棄）
- ② 行政文書等を庁舎外へ持ち出す場合の適切な許可手続と管理
- ③ 情報処理機器及びデータの持ち出しの禁止
- ④ ユーザー I D・パスワード（暗証番号）の厳正な管理
- ⑤ 個人所有の情報機器の事務処理における利用の禁止
- ⑥ 公務以外での個人情報の閲覧の禁止
- ⑦ 特定個人情報の安全管理措置
- ⑧ 緊急対応体制の整備

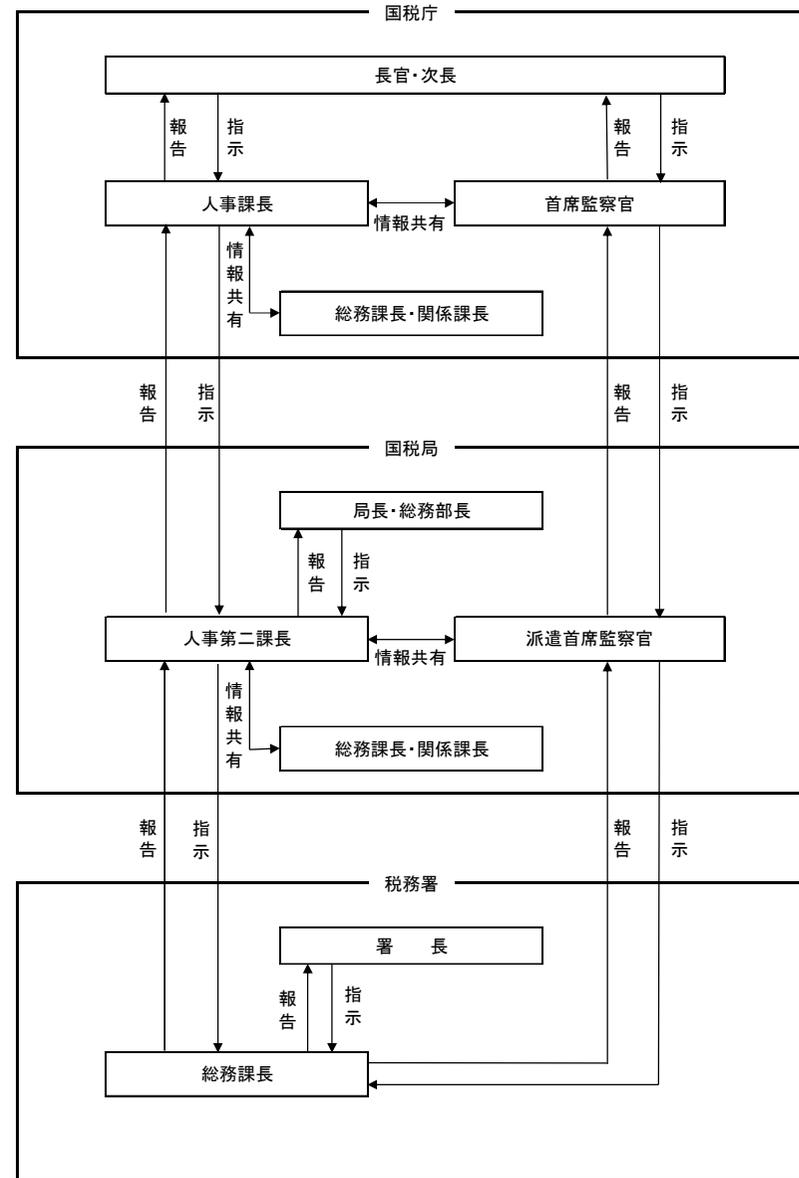
（参考）

- ・ 国税庁行政文書管理規則（平成 23 年国税庁訓令第 1 号）
- ・ 国税庁行政文書取扱規則（平成 23 年国税庁訓令第 2 号）
- ・ 国税庁における情報システムに係る情報セキュリティ確保のための実施規則（平成 20 年国税庁訓令第 6 号）
- ・ 国税庁の保有する個人情報の適切な管理に関する訓令（平成 17 年国税庁訓令第 3 号）
- ・ 平成 27 年 9 月 11 日付官公 113 「特定個人情報等の適切な取扱いのための措置について」（事務運営指針）
- ・ 平成 14 年 9 月 27 日付官総 1-44 「緊急対応体制の整備について」（事務運営指針）

緊急対応体制イメージ図  
(災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案)



緊急対応体制イメージ図  
(非行関係原因事案)



※ 署から局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

緊急対応事案類型別報告期限一覧表

報告を要する事案	標準報告期限 (第一報)
<b>現金過不足等</b>	
現金領収金額の過不足・亡失	翌日まで
<b>情報漏えい等</b>	
庁舎外に持ち出した行政文書（公表文書を除き、情報処理機器及び情報記録媒体を含む。以下同じ。）等の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者等から受領した書類（一時的に借用したものを含む。）の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者を取り違えた処分・指導 (例) 同姓同名の別人に対する差押え	翌日まで
行政文書等（公表文書を除く。）のインターネット等への流出	翌日まで
外部委託業者による契約に違反した行為（保管・複製・再委託等）及び業務上における事故等に伴う情報流出等	翌日まで
納税者情報の誤発送・誤交付（未開封のもの及び納税者の特定の可否にかかわらず組織外に流出したものを含む。） ※ 郵便局職員による誤配送等当局に責任のないものを除く。	3日目まで
納税者情報の私的利用	3日目まで
<b>所在不明等</b>	
行政文書の所在不明・誤廃棄・き損	3日目まで
<b>事務処理誤り・遅延</b>	
同一の納税者に対して事務処理を2回以上誤った事案	翌日まで
不適切な事務処理に起因して、10人以上と認められる納税者の権利・利益に影響を与えた事案 (例) 地方税当局への閲覧・回付漏れ	翌日まで
同様の事務処理誤りが他局・他署においても発生すると想定される事案 (例) システムを利用した事務処理誤り	翌日まで
不適切な事務処理等に起因して更正・決定の除斥期間その他の処理期限を徒過した事案のうち対応を要する事案 (例) 国家賠償による対応を要する事案	3日目まで
違法な処分を行ったことが明らかである事案 (例) 処理期限徒過後の更正・決定等の処分	3日目まで

(注) 1 上記期限にかかわらず、署又はセンターから局への報告は原則として事案発覚日の当日中に、また、局から庁への報告は原則として署又はセンターから報告を受けた当日中（局において発生した事案については原則として事案発覚日の当日中）に行うよう努めることとする。

なお、標準報告期限（第一報）において、「翌日まで」とあるのは、事案発覚日（担当者が事案の発生を認識した日をいう。以下同じ。）の翌稼働日を報告期限とし、「3日目まで」とあるのは、事案発覚日から3日目の稼働日を報告期限とする。例えば、木曜日に発覚した事案については、月曜日が報告期限となる。

上記期限にかかわらず、署又はセンターから局への報告は原則として事案発覚日の当日中に、また、局から庁への報告は原則として署又はセンターから報告を受けた当日中（局において発生した事案については原則として事案発覚日の当日中）に行うよう努めることとする。

- 2 第一報については、文書でも口頭でも可とし、口頭の場合は、その後速やかに文書で報告する。
- 3 納税者や税務行政等に及ぼす影響が極めて大きいと認められる場合など、直ちに対応を要する事案（例：報道が想定される事案）については、上記の期限にかかわらず速やかに報告するものとする。
- 4 その他、一覧表に該当しない事案についても、早期に報告が必要と判断される事案については適時報告する。

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由（情報公開法第5条の該当号数）
公	1.個人関係 2.法人関係（イ・ロ） 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係（本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ）
庁文書保存年限	5年（注）チェックシートは原義に添付

（ 令和 6 . 9 . 24  
25  
徴 収 課 ）

## 滞納の未然防止及び整理促進

### 1 滞納の未然防止

適正・公平な課税は、徴収がなされて初めて実現されることから、滞納の未然防止・早期徴収については、国税組織全体として取り組む必要があり、賦課・徴収の緊密な連携の下、積極的に取り組んできたところである。

滞納の未然防止については、令和6年6月27日付徴徴2-28ほか14課共同「滞納の未然防止等に関する取組について」（指示）に基づき、賦課・徴収の一層の緊密な連携の維持・強化に取り組んでいるところ、引き続き、次の施策を実施していく。

- 期限内納付及び納税についての納税者利便の向上に関する広報・周知の充実
- 納期限前後における積極的な納付指導の実施
- 滞納整理における納付指導等
- 調査時における滞納の未然防止等
- 源泉所得税の未納に対する賦課・徴収の連携・協調

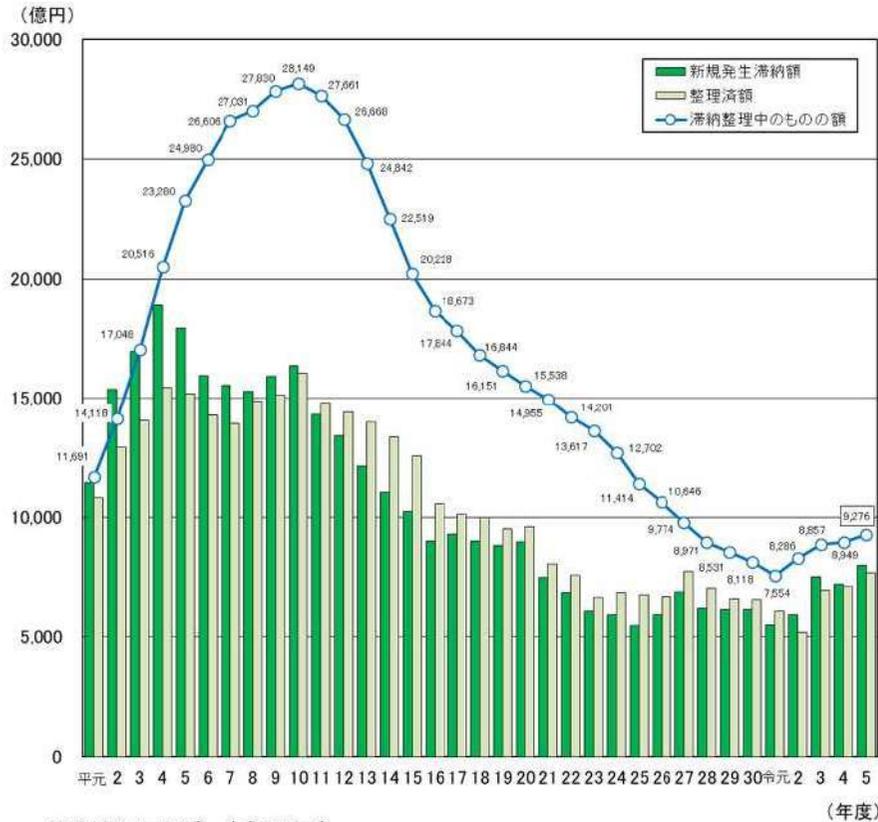
## 2 滞納の整理促進

令和5事務年度においては、納税者個々の実情を的確に把握した上で、期限内に納税した納税者との公平性の確保を図る観点から、納税に対する誠実な意思が認められない者等については、時機を逸することなく滞納処分を実施するなど厳正に対処する一方、納税の猶予等の法令の要件に該当する場合には、納税緩和措置を適用するなど、適切に滞納整理に取り組んできたところ。

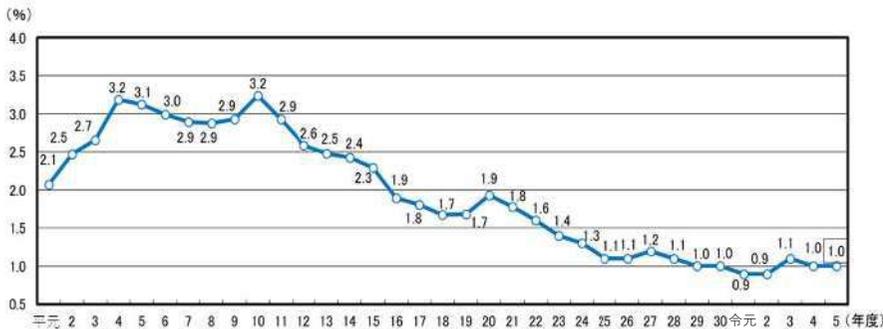
令和6事務年度においても、引き続き、納税者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応するという基本方針の下、①大口・悪質事案に対する厳正かつ毅然とした対応、②処理困難事案に対する質的整理の実施、③消費税事案の滞納残高圧縮に向けた確実な処理、④猶予制度の的確な周知・広報及び適切な適用等を重点課題として、より効果的・効率的な徴収事務運営に取り組んでいく。

# 租税滞納状況と滞納発生割合の推移

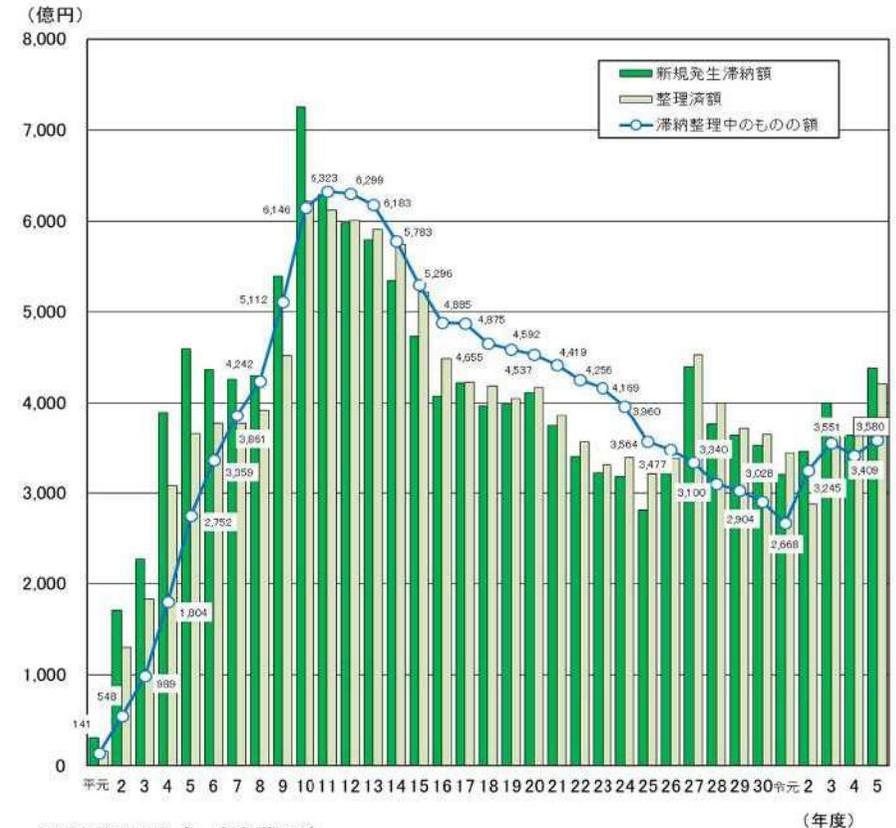
## 1 租税滞納状況（全税目）



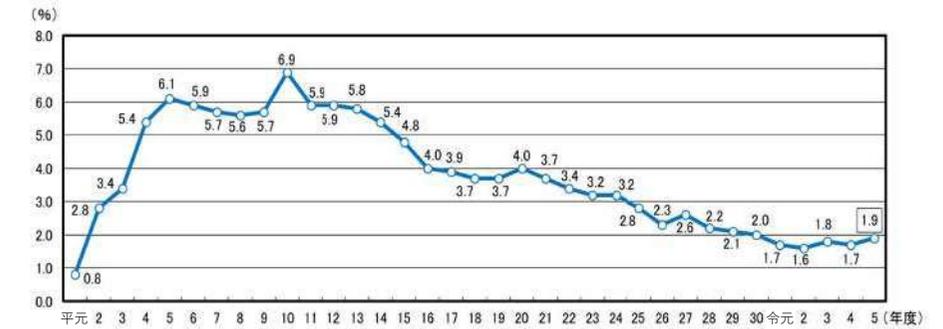
### 滞納発生割合（全税目）



## 2 租税滞納状況（消費税）



### 滞納発生割合（消費税）



# 国税局別滞納発生・整理状況（令和5年度最終分）

## 1 全税目

単位:百万円、%

区分 局名	要整理滞納額						整理済額		処理 割合	滞納残高			
	期首滞納額		新規発生額		計		前年比	割合		期首		前年比	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比				前年比			
札幌	3	20,558	112.4	23,720	125.6	44,278	119.1	20,853	125.6	47.1	23,425	113.9	113.9
	4	23,425	113.9	21,587	91.0	45,012	101.7	22,033	105.7	48.9	22,979	98.1	98.1
	5	22,979	98.1	24,710	114.5	47,689	105.9	25,924	117.7	54.4	21,765	94.7	94.7
仙台	3	30,460	107.2	38,110	161.7	68,570	131.9	30,225	140.4	44.1	38,345	125.9	125.9
	4	38,345	125.9	31,811	83.5	70,156	102.3	32,777	108.4	46.7	37,379	97.5	97.5
	5	37,379	97.5	37,056	116.5	74,435	106.1	34,202	104.3	45.9	40,233	107.6	107.6
関東信越	3	69,282	120.2	72,228	123.9	141,510	122.1	66,995	143.7	47.3	74,515	107.6	107.6
	4	74,515	107.6	68,976	95.5	143,491	101.4	69,984	104.5	48.8	73,507	98.6	98.6
	5	73,507	98.6	88,760	128.7	162,267	113.1	80,419	114.9	49.6	81,848	111.3	111.3
東京	3	473,859	106.3	316,457	110.0	790,116	107.7	318,190	122.5	40.3	471,926	99.6	99.6
	4	471,926	99.6	323,652	102.3	795,578	100.7	305,415	96.0	38.4	490,163	103.9	103.9
	5	490,163	103.9	346,678	107.1	836,841	105.2	328,386	107.5	39.2	508,455	103.7	103.7
金沢	3	9,680	93.1	10,704	139.2	20,384	112.7	9,459	112.6	46.4	10,925	112.9	112.9
	4	10,925	112.9	13,015	121.6	23,940	117.4	10,515	111.2	43.9	13,425	122.9	122.9
	5	13,425	122.9	8,009	61.5	21,434	89.5	9,424	89.6	44.0	12,010	89.5	89.5
名古屋	3	50,726	105.9	63,322	141.0	114,048	122.8	56,322	133.7	49.4	57,726	113.9	113.8
	4	57,726	113.8	63,438	100.2	121,164	106.2	64,304	114.2	53.1	56,860	98.5	98.5
	5	56,860	98.5	77,003	121.4	133,863	110.5	71,472	111.1	53.4	62,391	109.7	109.7
大阪	3	99,073	116.7	111,246	144.4	210,319	129.9	101,183	161.1	48.1	109,136	110.2	110.2
	4	109,136	110.2	96,040	86.3	205,176	97.6	103,308	102.1	50.4	101,868	93.3	93.3
	5	101,868	93.3	106,326	110.7	208,194	101.5	105,433	102.1	50.6	102,761	100.9	100.9
広島	3	20,447	122.9	28,838	153.2	49,285	139.0	22,822	152.1	46.3	26,463	129.4	129.4
	4	26,463	129.4	25,822	89.5	52,285	106.1	25,478	111.6	48.7	26,807	101.3	101.3
	5	26,807	101.3	29,536	114.4	56,343	107.8	30,442	119.5	54.0	25,901	96.6	96.6
高松	3	7,004	118.5	13,101	164.7	20,105	145.0	10,625	154.9	52.8	9,480	135.4	135.4
	4	9,480	135.4	12,667	96.7	22,147	110.2	12,996	122.3	58.7	9,151	96.5	96.5
	5	9,151	96.5	13,040	102.9	22,191	100.2	12,887	99.2	58.1	9,304	101.7	101.7
福岡	3	24,457	127.8	45,295	167.6	69,752	151.1	33,628	155.0	48.2	36,124	147.7	147.7
	4	36,124	147.7	35,522	78.4	71,646	102.7	36,968	109.9	51.6	34,678	96.0	96.0
	5	34,678	96.0	37,502	105.6	72,180	100.7	38,004	102.8	52.7	34,176	98.6	98.6
熊本	3	16,477	115.0	20,315	148.8	36,792	131.5	17,469	151.9	47.5	19,323	117.3	117.3
	4	19,323	117.3	18,290	90.0	37,613	102.2	18,449	105.6	49.0	19,184	99.2	99.2
	5	19,184	99.2	21,181	115.8	40,345	107.3	20,732	112.4	51.4	19,613	102.3	102.3
沖縄	3	6,797	109.9	9,331	155.9	16,128	132.5	7,800	145.1	48.4	8,328	122.5	122.5
	4	8,328	122.5	8,736	93.6	17,064	105.8	8,191	105.0	48.0	8,873	106.5	106.5
	5	8,873	106.5	9,945	113.8	18,818	110.3	9,643	117.7	51.2	9,175	103.4	103.4
全国計	3	828,620	109.7	752,667	127.2	1,581,287	117.4	695,571	134.2	44.0	885,716	106.9	106.9
	4	885,716	106.9	719,556	95.6	1,605,272	101.5	710,418	102.1	44.3	894,854	101.0	101.0
	5	894,854	101.0	799,746	111.1	1,694,600	105.6	766,968	108.0	45.3	927,632	103.7	103.7

(注) 地方消費税を除く。

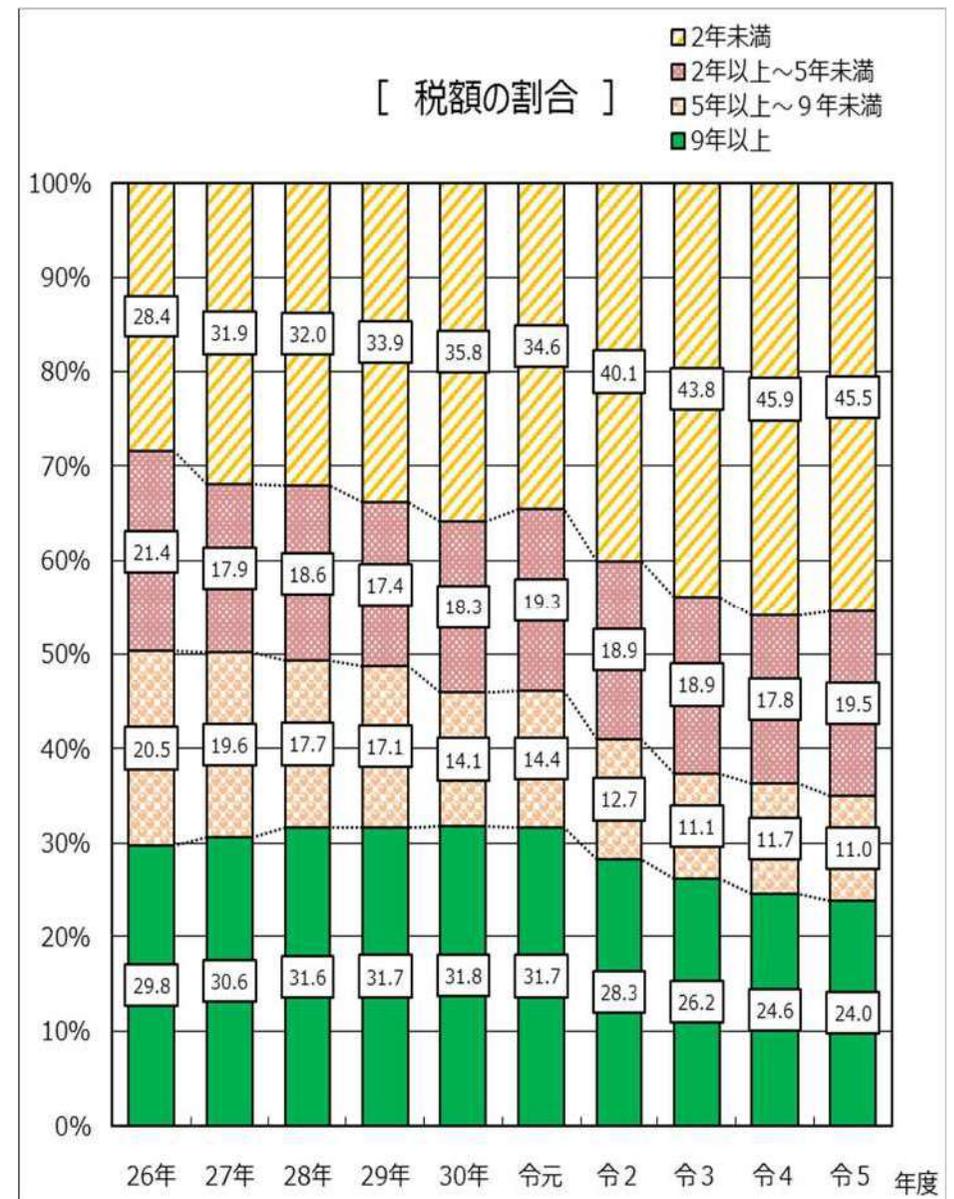
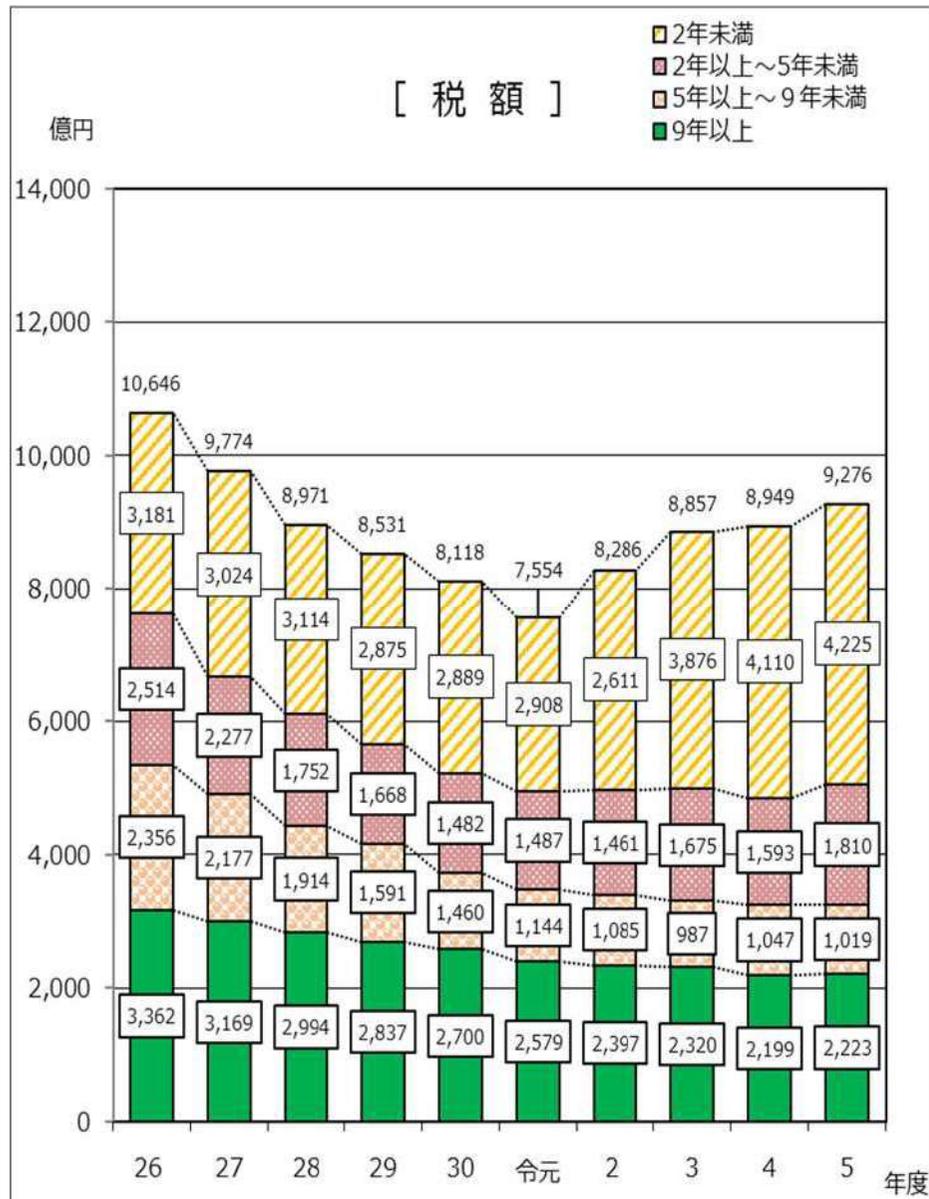
## 2 消費税

単位:百万円、%

区分 局名	要整理滞納額						整理済額		処理 割合	滞納残高			
	期首滞納額		新規発生額		計		前年比	割合		期首		前年比	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比				前年比			
札幌	3	9,101	121.1	14,387	126.8	23,488	124.5	12,998	133.2	55.3	10,490	115.3	115.3
	4	10,490	115.3	12,822	89.1	23,312	99.3	13,479	103.7	57.8	9,833	93.7	93.7
	5	9,833	93.7	14,894	116.2	24,727	106.1	15,172	112.6	61.4	9,555	97.2	97.2
仙台	3	14,011	120.1	25,571	155.5	40,382	140.3	20,035	143.5	49.6	20,347	137.4	137.4
	4	20,347	137.4	21,794	85.2	42,141	104.4	22,631	113.0	53.7	19,510	95.9	95.9
	5	19,510	95.9	25,554	117.3	45,064	106.9	24,723	109.2	54.9	20,341	104.3	104.3
関東信越	3	27,158	138.5	41,354	121.4	68,512	127.6	37,644	141.9	54.9	30,868	116.7	113.7
	4	30,868	113.7	39,201	94.8	70,069	102.3	40,009	106.3	57.1	30,060	97.4	97.4
	5	30,060	97.4	50,285	120.3	80,345	114.7	46,005	117.2	58.4	33,460	111.3	111.3
東京	3	175,381	114.9	144,895	90.9	320,276	102.6	151,748	111.1	47.4	168,528	99.1	96.1
	4	168,528	96.1	134,746	93.0	303,274	94.7	136,952	90.2	45.2	166,322	98.7	98.7
	5	166,322	98.7	168,027	124.7	334,349	110.2	154,783	113.0	46.3	179,566	108.0	108.0
金沢	3	4,255	106.6	6,568	141.0	10,823	125.1	5,840	132.9	54.0	4,983	117.1	117.1
	4	4,983	117.1	6,486	98.8	11,469	106.0	6,302	107.9	54.9	5,167	103.7	103.7
	5	5,167	103.7	5,258	81.1	10,425	90.9	5,930	94.1	56.9	4,495	87.0	87.0
名古屋	3	20,017	109.6	35,319	144.6	55,336	129.6	30,360	133.9	54.9	24,976	124.8	124.8
	4	24,976	124.8	34,972	99.0	59,948	108.3	36,544	120.4	61.0	23,404	93.7	93.7
	5	23,404	93.7	43,016	123.0	66,420	110.8	41,537	113.7	62.5	24,883	106.3	106.3
大阪	3	39,590	139.0	60,874	127.8	100,464	132.0	55,442	151.8	55.2	45,022	113.7	113.7
	4	45,022	113.7	52,886	86.9	97,908	97.5	59,945	108.1	61.2	37,963	84.3	84.3
	5	37,963	84.3	63,375	119.8	101,338	103.5	61,420	102.5	60.6	39,918	105.1	105.1
広島	3	8,184	148.9	17,046	140.1	25,230	147.0	13,289	148.0	52.7	11,941	145.9	145.9
	4	11,941	145.9	15,538	91.2	27,479	108.9	15,495	116.6	56.4	11,984	100.4	100.4
	5	11,984	100.4	17,464	112.4	29,448	107.2	18,230	117.7	61.9	11,218	93.6	93.6
高松	3	3,307	126.8	8,674	163.3	11,981	151.3	7,183	155.7	60.0	4,798	145.1	145.1
	4	4,798	145.1	7,357	84.8	12,155	101.5	7,992	111.3	65.8	4,163	86.8	86.8
	5	4,163	86.8	8,406	115.1	12,629	103.9	8,433	105.5	66.8	4,196	100.8	100.8
福岡	3	12,730	154.8	28,245	152.9	40,975	153.5	19,796	141.7	48.3	21,179	166.4	166.4
	4	21,179	166.4	21,001	74.4	42,180	102.9	21,573	109.0	51.1	20,607	97.3	97.3
	5	20,607	97.3	23,437	111.6	44,044	104.4	25,708	119.2	58.4	18,336	89.0	89.0
熊本	3	7,564	129.7	12,808	140.3	20,372	136.1	11,216	151.5	55.1	9,156	121.0	121.0
	4	9,156	121.0	11,801	92.1	20,957	102.9	12,122	108.1	57.8	8,835	96.5	96.5
	5	8,835	96.5	13,829	117.2	22,664	108.1	13,771	113.8	60.8	8,893	100.7	100.7
沖縄	3	2,443	129.2	4,002	131.4	6,445	130.6	3,661	146.9	56.8	2,784	114.0	114.0
	4	2,784	114.0	4,390	109.7	7,174	111.3	4,109	112.2	57.3	3,065	110.1	110.1
	5	3,065	110.1	4,657	106.1	7,722	107.0	4,573	111.3	59.2	3,149	102.7	102.7
全国計	3	324,541	121.6	399,743	115.7	724,284	118.3	369,212	128.2	51.0	355,072	109.4	109.4
	4	355,072	109.4	362,994	90.8	718,066	99.1	377,153	102.2	52.5	340,913	96.0	96.0
	5	340,913	96.0	438,262	120.7	779,175	108.5	421,165	111.7	54.1	358,010	105.0	105.0

(注) 地方消費税を除く。

# 滞納期間別滞納残高の推移（全税目）



(注) 各々の計数において、億円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがある。

全国国税局徴収部長（次長）会議資料

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

〔 令和6.9.24  
25  
徴収課 〕

## 徴収事務の高度化への取組

徴収事務を取り巻く環境が大きく変化している現状において、限られた人員の下、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づく適切な滞納整理を実施し、引き続き、滞納の整理促進を図っていくため、データやデジタル技術の活用を前提とした税務コンプライアンスを最大化するためのビジネスモデルへの移行を念頭に、徴収事務の更なる効率化・高度化を図っていく。

全国国税局徴収部長（次長）会議資料

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.24  
徴収課

## 国際徴収への取組

### 1 基本的な考え方

近年、経済社会がますます国際化している中、国際的租税回避行為に対する国民の関心が大きく高まっている。国税庁としては、国内のみならず国際的な動きも十分に視野に入れた適正・公平な課税と徴収を実現することにより、税務行政に対する国民の信頼を確保していく必要があり、国際徴収への取組は国税組織全体として取り組むべき課題の一つである。

徴収共助規定を含む租税条約の相手国は年々増加しているほか、都市4局、札幌局及び福岡局の徴収部に国際税務専門官が設置されるなど、国内外の国際徴収の環境整備が進んでいる。

こうした状況を踏まえ、徴収部においては、徴収共助や情報交換を積極的に活用するなど、国際徴収を適切に実施して確実な徴収に努める必要がある。

### 2 令和6事務年度の取組方針

国際徴収については、引き続き、一定の事務量を確保の上、局間支援を積極的に実施し、ノウハウの蓄積・還元等を進めるとともに、賦課部門等と緊密に連携しつつ、租税条約等に基づく情報交換制度等を積極的かつ効果的に活用して、租税条約等における

徴収の共助の要件に該当する場合には、確実に共助要請を行う。

また、租税条約等の相手国等から共助要請があった場合は、我が国の国税に関する執行と同様に適切に対応する。

全国国税局徴収部長（次長）会議資料

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.24  
25  
徴収部徴収課

## 法的手段の積極的な活用

### 1 法的手段の積極的な活用

大口・悪質事案に対する厳正かつ毅然とした対応や、処理困難事案に対する質的整理の実施に当たっては、法的手段を積極的に活用することとしている。

詐害行為取消訴訟等の原告訴訟の提起や第二次納税義務の賦課などの法的手段を的確に活用するためには、証拠の散逸や期間制限の徒過の防止の観点から、対象事案を早期に把握し、時機を失することなく法的検討や補完調査等を行うことが重要である。

そのためには、事案担当者、統括官及び審理専門官等が法的手段の活用の意識を持って処理方針の検討を行い、的確に原告訴訟端緒事案などを把握する必要がある。特に、法的手段を活用した滞納整理の検討を任務とする審理専門官等は、積極的に訟務官と連携して処理方針を検討する必要がある。

### 2 滞納処分免脱罪の確実な告発

財産の隠蔽等により国税の徴収を免れようとする特に悪質な滞納事案については、滞納処分免脱罪の告発を行い、国税当局の厳正な姿勢を示すことが重要であり、これにより徴収回避行為を抑制する効果が期待できる。

引き続き、徴収職員に対する滞納処分免脱罪についての意識付けを徹底し、滞納整理の過程において、滞納処分免脱罪に該当する事実を把握した場合には、局間支援も活用しつつ、関係機関との緊密な連携の下、確実に告発する必要がある。

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和 6.9.24  
25  
徴収部徴収課

## 徴収関係の税制改正

令和6年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第8号)が第213回通常国会において可決・成立し、併せて関係政省令の一部改正も行われ、令和6年3月30日に公布された。

このうち、徴収関係の改正に関する主なものは次のとおりであり、これらの改正に係る事務の取扱いについては、追って関係通達等を改正することとしている。

### 1 偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の創設

偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社はその国税(その附帯税を含む。)を納付していない場合において、徴収不足であると認められるときは、

- その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員(その役員等を判定の基礎となる株主等として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が被支配会社に該当する場合におけるその役員等に限る。)は、
- その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財

産のうち、その役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたもの（通常取引の条件に従って行われたと認められる一定の取引として移転をしたものを除く。）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う規定が措置された。

**【適用関係】**

上記の改正は、令和7年1月1日以後に偽りその他不正の行為により免れ、又は還付を受けた国税について適用される。

**2 保全差押えに係る解除期限の見直し**

納税義務があると認められる者がほ脱の疑いに基づき一定の処分を受けた場合における税務署長が決定する金額（以下「保全差押金額」という。）を限度とした差押え（以下「保全差押え」という。）又はその保全差押金額について提供されている担保に係る国税について、その納付すべき額の確定がない場合におけるその保全差押え又は担保を解除しなければならない期限を、その保全差押金額をその者に通知をした日から1年（現行：6月）を経過した日までとする見直しが行われた。

**【適用関係】**

上記の改正は、令和7年1月1日以後にされる保全差押金額の決定について適用される。

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和 6.9.24  
25  
徴収部徴収課

## 年金保険料の滞納処分の委任

### 1 現状と課題

年金保険料の滞納処分の委任制度については、平成22年に導入されて以来、国税庁及び国税局において、その活用に向けた積極的な対応をしてきたところである。

今後も、年金保険料の確実かつ効率的な収納体制や組織体制の強化に関する取組の更なる推進のため、滞納処分の委任制度のより一層の活用と、委任を受けた事案の処理促進に向けて取り組むことが必要である。

### 2 令和5事務年度における取組

年金保険料の徴収強化のために委任制度の更なる活用が求められていることから、令和5事務年度においては、厚生労働省及び日本年金機構との緊密な連携の下、以下の事項に取り組んだ。

- (1) 委任候補事案について、日本年金機構地域代表年金事務所と国税局との間で、委任に向けた必要な調査事項などについての打合せを実施
- (2) 日本年金機構が主催する徴収実務に関する研修への講師派遣

### 3 令和6事務年度における取組方針

令和6事務年度は、引き続き、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携の上、上記2(1)及び(2)に掲げる事項に取り組み、より一層、制度の活用が図られるよう努める。

また、委任を受けた事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に努める。

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.24  
徴収部

## データ活用の推進

### 1 データ活用の推進

情報技術の進化・普及により、データ活用は、課題の解決や新たな価値創造のための有効なツールとなっており、国税当局においても、調査・徴収のパフォーマンス向上や事務運営の改善のため、データ活用の推進に本格的に取り組んでいるところ。

また、令和8事務年度に導入予定のK S K 2は、業務におけるデータ活用を重視して構築することとしており、その導入に向けても、データ活用に関するノウハウの蓄積とスキルの向上を図る必要がある。

これまで、「データ活用推進第二次中期計画」に基づき、全国でデータ活用の推進に係る各種取組を実施しており、今事務年度も、主務課等とシステム部署とが緊密に連携しながら、データ活用を推進するとともに、取組に関する情報共有を行う必要がある。

今事務年度は、第三次中期計画（発展期）の当初事務年度であるところ、これまでの「データ活用推進第一次中期計画」及び「データ活用推進第二次中期計画」において、データ活用に係る人材の育成、体制及びインフラ環境の整備等に取り組んできた結果、一定の進展が認められるところであるが、データ活用推進第三次中期計画では、これまでの施策の骨格を基礎としつつ、「事務運営への実装」、「効果的・効率的なデータ活用」、「データリテラシーの向上・人材の効果的活用」、「推進体制の整備等」を基

軸として、データ活用の定着を追求していく必要がある。

## 2 管理運営事務におけるデータ活用への取組

管理運営事務においては、引き続き、各局の共通テーマを「キャッシュレス納付の推進に向けた取組」と定め、これまで各局で構築した予測モデルについて、令和4事務年度以降に蓄積した利用勧奨手段などの過程データを使用して再評価するほか、庁から還元したアタックリストを活用するなど、更に利用勧奨効果が高い対象者等を抽出することで、効果的・効率的に利用勧奨を実施する。

## 3 徴収事務におけるデータ活用への取組

徴収パフォーマンスの向上及び事務処理の効率化を図っていくためには、国税情報システムの高度化を見据え、客観的なデータに基づき各種施策等の現状や業務課題を的確に把握・分析した上で、効果的な施策を検討し、効率的に業務を遂行する必要がある。

このため、令和6事務年度においては、第三次中期計画を踏まえて、データ活用の「事務運営への実装」をより一層意識して、引き続き、職員のデータリテラシー向上に向けた取組やデータを活用したパフォーマンス向上のための取組を着実に実施・推進していく。

全国国税局徴収部長（次長）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

令和 6.9.24  
25  
課税部軽減税率・インボイス制度対応室

## インボイス制度の円滑な定着に向けた取組

インボイス発行事業者の登録件数は、本年7月末日時点で約456万件となっているところ、インボイス制度の円滑な定着に向けて、令和6事務年度も引き続き制度の周知を行うとともに、インボイスの登録をするか否かを検討している事業者をはじめ、個々の事業者の立場に寄り添った丁寧な相談対応等に取り組む。

全国国税局徴収部長（次長）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

令和6.9.24  
25  
長官官房参事官

## KSK2・GSSの導入について

### 1 GSS（ガバメントソリューションサービス）について

GSS（ガバメントソリューションサービス）は、行政機関の業務用端末やネットワーク環境などの業務実施環境を、政府共通の標準的な環境としてデジタル庁が提供するサービスである。国税庁においては、令和7年7月以降、順次GSS環境へ移行し、令和8年6月に全国運用を開始した後、令和8年9月からはKSK2の運用を開始する予定である。

このため、利便性とセキュリティ確保のバランスを踏まえた上で、引き続き、GSS導入に向けた取組を全庁的に進めていく必要がある。

### 2 KSK2について

#### (1) KSK2の開発状況

KSK2の開発は、現在、プログラムの作成やメーカーによるテストを進めている段階であり、おおむね順調に進捗している。令和7年3月には、機器も設置し、その後は、プログラム、ハードウェア、ネットワーク、利用者端末などを組み合わせ、本番とほぼ同じ環境で動作を確認する「総合運用テスト」工程に入っていく。

## (2) K S K 2 導入に向けた取組

K S K 2 は、国税の賦課・徴収の基盤となる「基幹システム」であり、導入の成否によっては、職員の職務遂行のみならず、納税者の申告・納税義務の履行に多大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、K S K 2 の円滑な導入に向けて、開発作業のみならず、「データ移行」・「外部接続先との連携」といった、全庁的な課題については、全庁的な理解の下、各課の役割分担をしっかりと定め、検討を進めていく必要がある。

なお、事務処理手順の確認を目的として、令和7年10月から令和8年3月の間、4拠点の業務センター（東京局大手町分室、大阪局大手前分室、金沢局業務センター、福岡局春日分室）において「テスト運用」を実施する予定である。さらに、職員の習熟度の向上を目的として、令和8年4月以降順次、全職員（非常勤職員を含む）を対象とした「研修」を実施する予定である。

全国国税局徴収部長（次長）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

〔 令和 6.9.24  
25  
長官官房会計課 〕

## 会計課当面の課題

税務署庁舎は、昭和30年代から昭和40年代にかけて集中的に整備されたことから、全庁舎のうち約6割が建築後40年以上（約5割が建築後50年以上）経過しているが、厳しい財政事情の下、庁舎の建て替えがなかなか進まない状況にあるため、計画的な庁舎整備を行うために必要な予算を確保する必要がある。

全国国税局徴収部長（部長）会議資料

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.24  
25  
監督評価官室

## 監督評価事務

### 1 監督事務

#### (1) 全庁的監督

全庁的監督は、長官の命により、国税庁組織全体の事務運営から特定事項をテーマとして設定し、全国統一的に実施する監督事務である。

国税庁においては、リモートワーク環境を積極的に活用し、働き方改革に取り組むこととしているほか、今後、GSSへの移行によって、リモートワーク環境の更なる進展が見込まれることから、その適正かつ効果的な運用に資するため、「リモートワークの現状と課題 ～リモートワーク環境の更なる進展を見据えて～」を令和6事務年度の全庁的監督テーマとして事務監察を実施する。

なお、事務監察に当たっては、アンケート調査に加え、令和6年10月中旬までにヒアリング調査を実施する。

#### (2) 局別監督

局別監督は、局長の要請により、局署の事務運営等のうち特定事項をテーマとして設定し、各局で実施する監督事務である。

なお、令和6事務年度における各局のテーマは、次のとおりである。

派遣室	テーマ名	派遣室	テーマ名
札幌	職場におけるカスタマーハラスメントの現状と組織的課題	大阪	局署間の情報共有等の現状と課題
仙台	署総務事務の現状と課題 ～センター化全署実施を見据えて～	広島	小規模署の事務運営の現状と課題
関東信越	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～	高松	事務系統横断的な取組の現状と今後の方向性
東京	内部事務のセンター化対象署の運営の現状と課題	福岡	納税者等からのクレーム対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメント等対策～
金沢	小規模署の現状と今後の在り方 ～エリア運営を中心として～	熊本	署総務課事務の現状と今後の在り方 ～内部事務センター化に向けて～
名古屋	苦情等対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメントへの対応等を中心として～	沖縄	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～

### (3) 行政文書等の事務監察

行政文書等の事務監察は、国税庁の保有する行政文書等の管理及び取扱いの更なる徹底を図るため、①訓令等に従った管理・取扱いが適切に行われているか、②把握した手続誤りや発生した緊急対応事案等への対応策が適切に講じられているかといった観点から、書面監察及び実地監察を実施している。

なお、事務監察の実施に当たっては、文書管理システムに関する項目など、行政文書の適正な電子的管理に向けた取組も行っている。

これらの事務監察結果は、総括文書管理者（国税庁次長）へ報告することとしている。

## 2 実績評価事務

令和6事務年度の「実施計画」については、令和5事務年度の実績目標（別紙）を維持しつつ、令和5年6月に策定した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」の新たな柱である「事業者のデジタル化促進」を業

績目標として新設するとともに、これまでの取組結果や今後の取組方針等の観点から、所要の見直しを行った。

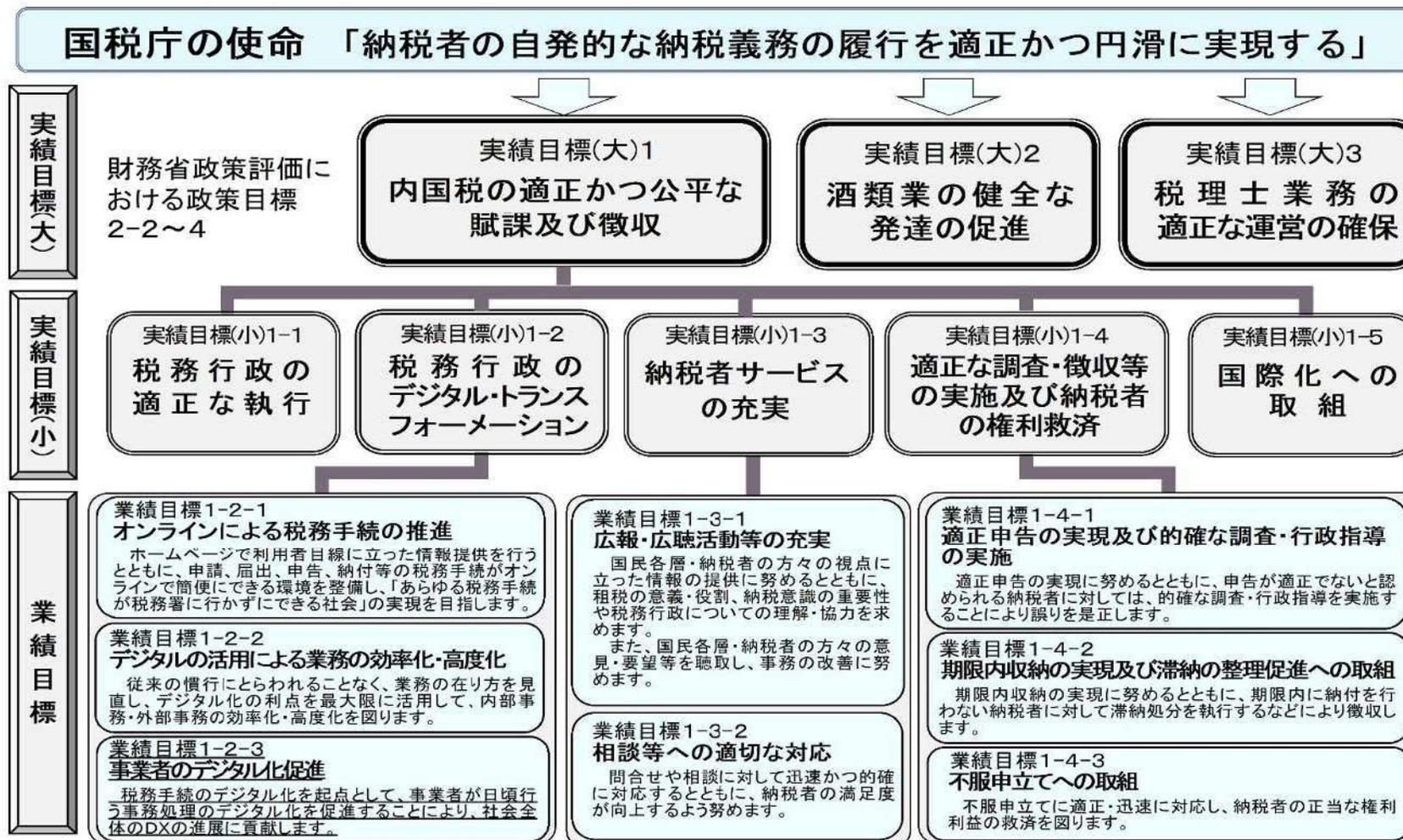
業績目標 1-2-1「オンラインによる税務手続の推進」、業績目標 1-2-2「デジタルの活用による業務の効率化・高度化」及び業績目標 1-4-2「期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組」に関する各施策には、「e-Taxの利用状況（納税証明書の交付請求手続）（目標値：38%）」、「キャッシュレス納付の利用状況（目標値：39%）」、「滞納整理事務の割合（目標値：80%）」、などの測定指標が設けられており、目標を認識して事務に取り組む必要がある。

＜令和 6 事務年度における測定指標の目標値（徴収部関係事務）＞

測定指標名	目標値
・ e-Tax の利用状況（納税証明書の交付請求手続）	38%
・ キャッシュレス納付の利用状況	39%
・ データ活用による調査・徴収の効率化・高度化	(定性目標)
・ 期限内収納を確保するための取組	(定性目標)
・ 滞納を未然に防止するための取組	(定性目標)
・ 滞納整理事務の割合	80%
・ 効果的・効率的な滞納整理の実施	(定性目標)
・ 滞納の整理促進への取組	(定性目標)
・ 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	(定性目標)

(注) 業績目標 1-2-1「オンラインによる税務手続の推進」、1-2-1「デジタルの活用による業務の効率化・高度化」及び 1-4-2「期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組」より抜粋

# 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図(令和6事務年度)



(注)下線部は、前事務年度からの変更箇所(新設)

全国国税局徴収部長（次長）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

令和6.9.24  
25  
長官官房人事課

## 人事課当面の課題

近年、少子化の影響による受験者層人口の減少、若い世代の就業意識の変化などを背景に、公務員の志望者が長期的に減少傾向にあることや、民間や地方自治体との競合など、国税職員の採用環境は極めて厳しい状況にある。

このような状況の下、志望者の関心に応える情報発信の強化、国税の魅力発信への取組を質的量的に一層充実させるなど、有為な人材を確保するため、採用活動の充実を進める必要がある。

全国国税局徴収部長（次長）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

令和6.9.24  
25  
長官官房人事課

## 人事課当面の課題②

非行の未然防止については、従来から様々な取組を実施してきたところであるが、組織の信用を損なう非行事件が依然として頻発している状況であり、このような現状については、非常に重く受け止める必要がある。

国税庁においては、昨事務年度に発生した国税局職員による不適正申告事案及び本庁課室長級職員によるセクハラ事案を踏まえ、非行の未然防止に向け、深度ある身上把握はもとより、事案の発生原因を分析した上で、より効果的な未然防止策を講じるほか、改めてセクハラを含む様々なハラスメントとなり得る言動を正しく認識するよう、全職員に対して、ハラスメント防止のための長官メッセージを周知するなど、ハラスメントの根絶に向けた取組を講じているところである。

組織の危機管理や非行の根絶、そして倫理の保持は組織運営上の最重要課題であることから、各種取組を今後も着実に実施する必要がある。

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和 6.9.24  
25  
長官官房監察官室

## 監察官室からの連絡事項

人事院が発表した令和5年における懲戒処分の状況によると、公務員全体の懲戒処分は240人と前年の234人から6人増加しており、国税庁における懲戒処分は46人で、前年同期の32人から14人の増加となっている。

また、令和5事務年度においては、兼業禁止違反や職務専念義務違反のほか、賭博行為や虚偽の医療費控除を計上した不適正申告事案等、国家公務員としてあるまじき非行事件が発生し、マスコミにも大きく報道されるなど、国税組織の信頼は著しく低下しかねない状況にある。

これら非行事案の発生要因を見ると、根本的には職員自身の非行に対する認識の甘さ、身勝手な行動等によるものがほとんどであることから、幹部職員が職員の抱える問題、兆候等をいち早く把握してその改善、解消を図るとともに、職員に対して税務職員としての立場と職責の重要性、非行を起こしたことにより受ける処分の内容や職員のみならず国税組織が受ける深刻な影響について、十分に認識させることが未然防止に繋がるものと考えられる。

このため、幹部職員は部下職員の模範となるべく自らの身を律し、より一層、事務管理の徹底を図るとともに、職員の身上を的確に把握して適切な指導・助言を行い、非行の未然防止、再発防止に努めることが肝要である。

全国国税局徴収部長（次長）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

令和6.9.24  
25  
徴収部管理運営課

## キャッシュレス納付の利用拡大等に向けた取組

国税の納付については、納税者の利便性の向上と納税事務・税務執行の効率化を図るとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを削減する観点から、令和7（2025）年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指している。

また、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進の観点から、キャッシュレス納付への移行を加速させていく必要がある。

現金による納付の大半を金融機関の窓口納付が占めていることを踏まえ、金融機関、関係民間団体、地方公共団体等とも連携し、特に、納付機会の多い源泉所得税（自主納付分）を納付している納税者に対するキャッシュレス納付の利用勧奨に取り組む。

### 【意見交換事項】

限られた予算・定員の中、ターゲットを絞った効率的・効果的な利用勧奨を実施するため、各局のこれまでの取組や分析結果を踏まえ、どのようなアプローチが有効か、ベストプラクティスについて意見交換を行う。

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由（情報公開法第5条の該当号数）
公	1.個人関係 2.法人関係（イ・ロ） 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係（本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ）
庁文書保存年限	5年（注）チェックシートは原義に添付

（ 令和 6. 9. 24  
25  
長官官房企画課 ）

## 内部事務のセンター化

### 1 内部事務のセンター化の取組

「内部事務のセンター化（以下「センター化」という。）」は、内部事務について、事務系統横断的な事務処理体制を整備し、署窓口から分離して専担化した組織（業務センター）で、事務と人を集約して処理することで、事務の正確性の確保とともに、事務の効率化を目指すものである。効率化により確保できた事務量については、実地調査や徴収のほか、行政指導やデータ分析など、環境変化に適切に対応するための事務量に充てることとしている。

令和8事務年度には、K S K 2の導入が予定されており、各種事務処理が、全面的にシステムでのデータ処理に移行することとなるが、その基盤となる、申告書等の情報の「データ化」や、修正申告や納税地の異動などがあつた場合の「データ更新」などは、業務センターがその主体となる。このように、センター化は、国税組織の事務運営をデジタル時代に相応しいものへと転換する上で基盤となる取組でもあり、着実に推進していく必要がある。

### 2 令和5事務年度の状況

#### (1) 業務センター等の機能

業務センター職員数が増加する中、緊急時対応や職員管理、専門的知識を必要とする事務の増加に対応していくため、業務センター等に審理機能や情報化機能等を設置するなどの対応を行った。

## **(2) 事務処理体制**

業務センターの円滑な運営のため、事務の簡素化・標準化といったこれまでのBPRの取組に加え、事務システムの垣根を越えた既存事務の見直し、類似事務の統合などの取組を実施するとともに、KSK2導入後の通常期及び確定申告期の事務処理体制について検討を進めた。

## **(3) 行政指導**

業務センターが納税者のコンプライアンス向上の一翼を担う部署として機能していくため、行政指導事務の運営方法や実施体制について検討を進め、その充実を図った。

# **3 令和6事務年度の課題**

## **(1) KSK2を活用した事務運営・事務処理体制の検討**

KSK2の導入を見据え、KSK2の機能を踏まえた事務処理体制や事務管理等について検討を進める。

## **(2) センターの安定的な運営とBPRの推進**

事務の共同処理の更なる充実や、BPRの更なる推進を図るとともに、令和8事務年度の業務センターの円滑な全署実施に向けた準備を進める。

## **(3) 行政指導の充実**

効果的・効率的な事務処理体制や事務処理手順の整備など、行政指導の更なる充実に向けて検討を進める。

## **(4) KSK2の導入に向けた準備**

KSK2を円滑に導入するため、職員研修やテスト運用の準備を進める。

全国国税局徴収部長（次長）会議資料

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和 6.9.24  
25  
長官官房企画課

## 納税者サービスの再整理について

### ○ 納税者サービスの再整理について

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)については、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」の三つを柱として取組を進めている。

「納税者サービスの再整理」については、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて全体最適を図るという視点に立ち、“納税者目線”をこれまで以上に重視し、「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れを俯瞰した上で、関係課室で各種施策を包括的に見直すとともに、推進していく。

全国国税局徴収部長（次長）会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

〔 令和 6.9.24  
25  
徴収部管理運営課 〕

## 中長期的課題への対応（管理運営）

### ○ 令和8事務年度以降の窓口事務の在り方について

管理運営部門の所掌事務のうち、窓口事務など業務センター室に移管されない事務については、引き続き管理運営部門で実施しているところであるが、令和8事務年度のセンター化全署実施に向けて、業務センター室に移管されない事務について、そのあり方の検討を進めるとともに、令和8事務年度以降の新たな体制へスムーズに移行できるよう庁局署における体制整備に取り組んでいく。

また、内部事務のセンター化対象署の総務課及び管理運営部門においては、部門間の相互支援及び繁閑調整を行うなど一体的な運営を実施するとともに、各部門と緊密な連携の下、挙署体制の構築や、非常勤職員の弾力的な運用などにより、職員の事務負担に十分配慮した体制を構築する。

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由（情報公開法第5条の該当号数）
公	1.個人関係 2.法人関係（イ・ロ） 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係（本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ）
庁文書保存年限	5年（注）チェックシートは原義に添付

（令和6.9.24  
25  
管理運営課）

## 延納・物納事務の事務運営等

### 1 延納・物納事務の事務運営

延納・物納及び納税猶予事務については、令和3事務年度より、事務処理の効率化と統一性・適正性の確保、専門的知識（ノウハウ）の蓄積及び精通者の育成を目的として、専担者を局に集中配置している。令和6事務年度においても、引き続き、都市4局の納税管理官による局間支援も活用しつつ、更なる効率的・統一的な処理等に努める。

また、令和8事務年度の全税務署を対象とした内部事務のセンター化に向けて、必要な体制整備に取り組んでいく。

### 2 的確な進行管理等及び精通者の育成

延納・物納の事務処理に当たっては、法定の審査期間内に確実に許可又は却下等の処理が終了するよう、引き続き、①管理者による的確な進行管理及び事案管理を行うとともに、②申請者に対する適切な指導及び③局署と財務局（財務事務所）との連携・協調に努める。

延納・物納の申請件数は近年減少傾向にあるものの、的確な事務処理及び高い専門性が求められるため、中長期的な観点から安定的な事務処理が行われるよう、精通者の育成に取り組む。

### 3 令和6年度の延納・物納の申請状況等

#### (1) 延納の申請状況等

令和6年度第1四半期（令和6年6月末現在）の延納申請件数は、対前年同期比85.9%となっている。  
また、延納処理未済件数は、対前年同期比88.7%となっている。

	令和5年度 第一四半期	令和6年度 第一四半期	対前年同期比
延納申請	305件	262件	85.9%
	129億円	108億円	83.7%
処理未済	326件	289件	88.7%
	182億円	145億円	79.7%

※ 令和6年度第一四半期の計数は速報値であり、端数は四捨五入している。

#### (2) 物納の申請状況等

令和6年度第1四半期（令和6年6月末現在）の物納申請件数は、対前年同期比225.0%となっている。  
また、物納処理未済件数は、対前年同期比154.5%となっている。

	令和5年度 第一四半期	令和6年度 第一四半期	対前年同期比
物納申請	4件	9件	225.0%
	44億円	2億円	4.5%
処理未済	11件	17件	154.5%
	4億円	7億円	175.0%

※ 令和6年度第一四半期の計数は速報値であり、端数は四捨五入している。

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由（情報公開法第5条の該当号数）
公	1.個人関係 2.法人関係（イ・ロ） 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係（本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ）
庁文書保存年限	5年（注）チェックシートは原義に添付

令和6.9.24  
25  
管理運営課

## 納税貯蓄組合との連携・協調

納税貯蓄組合（以下「納貯」という。）を含む関係民間団体は、適正な申告・期限内納付に対する意識の向上や税知識の普及等を図るための様々な啓発活動に取り組んでおり、税務行政の円滑な執行に寄与している。

国税庁としては、昨今の税務行政を取り巻く環境が一層厳しさを増す状況を踏まえ、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現していくために、従来以上に団体との連携・協調を図っていく必要がある。

納貯については、地域によっては、単独での活動や組織の維持が困難な団体も散見されており、団体相互及び他の関係民間団体との連携・協調も重要な課題となっている。

そのため、当局において事務系統横断的に必要な体制を整備し、納貯の現状やニーズ等を把握するとともに、納貯の活動に対する職員の意識の醸成を図りつつ、地域の実情を踏まえた上で、他の関係民間団体との橋渡しの役割を担うなど、納貯との連携・協調策を検討・実施しているところである。

なお、本取組を継続し定着させるため、各署で実施されている連携・協調策を的確に把握した上で、PDCAサイクルに基づき適切に分析・評価を行い、検証結果をその後の施策に確実に反映し実施する。

情報公開	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

令和6.9.24  
25  
徴収部徴収課

## 効果的・効率的な公売事務運営

### 1 現状と課題

差押財産の評価・公売事務は、

- ① 滞納者等の権利利益に大きな影響を及ぼすため、適法性・妥当性が強く求められる
- ② 特に不動産の評価においては、専門的な知識と技能を要する

などの特性があることから、一連の手續に相当の事務量を要しているところ、特定の部署の限られた人員で処理している現状にある。

しかしながら、滞納整理中の事案の中には、差押え中の財産が相当数あることから、滞納の整理促進を図るためには、評価・公売事務を、より一層、効果的・効率的に実施する必要がある。

### 2 令和6事務年度における取組

令和6事務年度は、これまで取り組んできた各種施策の実施結果及び把握した課題等を検証し、引き続き、以下の事項に適切に取り組むとともに、参加差押えをした税務署長による換価執行制度を一層活用していくことにより、公売事案の処理促進を図る。

- (1) 計画的かつ効果的・効率的な事務の実施
- (2) 各局の実情に応じた処理体制の整備
- (3) 評価・公売事務担当者の人材育成

情報公開	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
不開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

令和 6.9.24  
25  
国税不服審判所

## 国税不服審判所の現状

### 1 審査請求の状況

(単位：件、%)

会計年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	前年対比
請求件数	3,104	2,563	2,237	2,482	3,034	3,917	129.1
内 徴収関係事件	153	136	97	92	209	214	102.4
処理件数	(216件、7.4%) 2,923	(375件、13.2%) 2,846	(233件、10.0%) 2,328	(297件、13.0%) 2,282	(225件、7.1%) 3,159	(279件、9.7%) 2,873	— 90.9
内 徴収関係事件	(3件、2.2%) 136	(6件、5.5%) 110	(6件、4.0%) 151	(1件、1.3%) 80	(0件、0.0%) 141	(3件、1.5%) 202	— 143.3
未済件数	2,595	2,312	2,221	2,421	2,296	3,340	145.5
内 徴収関係事件	57	83	29	41	109	121	111.0

(注) 1 処理件数欄の括弧書きは、認容件数及び認容割合を表す。

2 請求、処理及び未済の各件数は、国税通則法に基づくもののほか、行政不服審査法に基づく審査請求を含む。

## 2 審理手続の計画的進行

適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求については、裁決をするまでに通常要すべき期間（標準審理期間）を1年と定め、これを公表している。なお、実績の評価における測定指標として「審査請求の1年以内の処理件数割合」を設定している。

また、審査請求事件の審理においては、審査請求人、原処分庁及び担当審判官が、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないとされている（国税通則法第92条の2）。

【参考：1年以内の処理件数割合の推移】

（単位：％）

会計年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1年以内の処理件数割合	99.5	98.0	83.5	92.6	95.4	99.1	—
目標値	95	95	95	95	95	95	95

（注） 処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出。  
また、令和3会計年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出。

## 3 国税審判官（特定任期付職員）の外部登用と審理の充実

国税不服審判所では、平成19年7月から、弁護士や税理士などの民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用する外部登用を開始しており、平成22年度には、平成23年度税制改正大綱を受けて、民間専門家等の高度な専門的知識や実務経験を活用するとともに、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させる観点から、国税審判官への外部登用の拡大についての方針と工程表を策定・公表した。

その後、平成25年7月には、事件を担当する審判官の半数程度（50名）が外部登用者となり、現在に至っている。

なお、令和6年7月10日現在の在職者の内訳は、弁護士出身者25名、税理士出身者19名、公認会計士出身者6名となっている。